

令和3年度（2021年度）八王子市私立幼稚園等特別支援教育事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、私立幼稚園等における特別支援教育の振興を図ることを目的として、八王子市（以下「市」という。）に所在する私立幼稚園、幼稚園類似の幼児教育施設及び保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設（以下「私立幼稚園等」という。）が行う特別支援教育事業に対して、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金に関し、「補助金等の交付の手續等に関する規則」（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

(1) 私立幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める幼稚園をいう。

(2) 幼稚園類似の幼児教育施設

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（昭和58年7月12日58総学一第138号）に規定する東京都知事が認定した施設をいう。

(3) 保護者負担軽減補助対象認可外幼児施設

私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設以外の幼児教育を目的とする施設で、令和3年度（2021年度）八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減給付費実施要綱 別表6の基準に基づき、市長が認定した施設をいう。

(4) 対象児童

八王子市内に住所を有し、私立幼稚園等に在籍する満三歳以上の幼児で、次の各号のいずれかに該当する者又は市長が特に配慮を要すると認めた者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）を有する者

イ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）に規定する手帳（以下「東京都愛の手帳」という。）を有する者

ウ 児童相談所又は専門機関において、心身に障害を有すると判断された者

（補助対象者）

第3条 次条に規定する補助対象事業を実施した私立幼稚園等の設置者とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、対象児童に対して行う教育事業とする。ただし、私立特別支援学校等経常費補助金及び私立幼稚園特別支援教育事業費補助金の申請の対象となり、同補助金の申請した者に対して行う教育事業を除く。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、対象児童1人につき月額48,000円として算定した額とし、当該年度中に特別支援教育事業を実施するに当たり要した経費を年度内の支給の限度とする。月の途中で私立幼稚園等に入園した場合（月の途中で三歳の誕生日を迎える場合及び八王子市に転入した場合を含む。）は、当該月を申請することができる。ただし、対象児童に対し他の市区町村において本補助金と同趣旨の補助を受けた月を除く。

(交付申請書)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式1）、対象児童名簿（様式2）及び個票（様式3）を市長に申請しなければならない。

2 規則第6条に規定する申請書に記載すべき事項のうち、(2)のうちの「目的、内容及び効果」、(3)及び(4)については、省略することができる。

(申請時期)

第7条 補助金の申請は、次の各号に掲げる時期までに行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合には、当該年度4月分から同年度9月分まで（以下「上半期分」という。）について当該年度10月分から当該年度3月分まで（以下「下半期分」という。）と一括して当該年度3月末に申請することができる。

- (1) 上半期分 当該年度9月末
- (2) 下半期分 当該年度3月末

(交付申請書添付書類)

第8条 補助金交付申請書には、対象児童の障害の区分に応じ、次の各号に掲げる書類のいずれかを個票（様式3）に添付しなければならない。ただし、下半期分の申請にあつては、市長がその必要がないと認めた場合は、個票（様式3）及び次の各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 東京都愛の手帳の写し
- (3) 児童相談所又は専門機関において心身に障害を有する旨を判断されたことを証する書類
- (4) 児童通所受給者証の写し

2 補助金交付申請書には、同意書（様式4）を添付しなければならない。ただし、下半期分の申請にあつては、市長がその必要がないと認めた場合は、添付を省略することができる。

3 下半期分の補助金交付申請書には、補助申請額総括表兼実績報告書（様式5）を添付しなければならない。

4 申請に際して、規則第6条に規定する事業計画書・予算書・収支計画書の添付は、省略することができる。

(交付決定通知書)

第9条 市長は、第5条の規定により補助金交付の申請を受けたときは、規則第7条の規定に基づき、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式6)により申請者に通知するものとする。

(交付の時期)

第10条 市長は、前条により決定した補助金について、上半期までの期間の補助金については当該年度11月末までに、下半期までの期間の補助金については要件確認後速やかに交付するものとする。但し、市長が特段の事情があると認めるときは、この限りではない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第11条 市長は、申請者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、規則第15条の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消した場合は、規則第16条の規定に基づき、補助金交付決定取消通知書(様式7)により申請者に通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて取消額の返還を命ずるものとする。

(手続の省略)

第12条 この補助金の交付については、規則第12条及び第13条の手続を省略する。

(補助金制度の見直し)

第13条 本補助金は、「補助金制度の見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。